

「岐阜県介護生産性向上総合相談センター」における伴走型支援のご案内

標題の介護事業所における生産性向上のための業務改善支援事業者(専門家)による伴走型支援について下記のとおりご案内します。

記

1.伴走型支援の概要

- 生産性向上の取組を厚生労働省「生産性向上ガイドライン」に基づき職場環境の改善等に係る支援について知識・経験を有する第三者(以下、「業務改善支援事業者」という。)を介護サービス事業所等(以下、「対象事業所」という。)に派遣し、数カ月間支援を行う。

2.対象事業所の選定および実施方法

- ① 公募の中から県との協議等を経て伴走型支援事業所を選定する
- ② 支援の期間は、原則支援決定月から翌年2月末を限度として生産性向上に関する取組を実施する。
- ③ 業務改善事業者が次の i ~ iii項目毎に担当する事業所を訪問(1回以上)し支援を行う。
「i 事前評価(課題抽出)」、「ii 業務改善に係る助言・指導等」、「iii 事後評価等の支援」
- ④ 支援方法は上記③以外に、電話、メール、オンライン、その他チャットツール等を活用し、業務改善事業者との連携を図ることとする。
- ⑤ 対象事業所は、定期的に進捗状況をセンターへ報告する。

3.伴走型支援の対象事業所

- 以下の①~④の要件を全て満たす事業所が対象となります。ただし、複数の応募がある場合は、選考となりますので、予めご了承ください。
- ① 生産性向上ガイドラインに基づき、委員会やプロジェクトチームを設け、積極的な取組を行う事業所であること。
- ② 県およびセンターからの問い合わせ等に協力できる事業所であること。
- ③ 支援後の評価等の取り纏めに協力が得られ、その成果等を次開催の研修会等で発表することに同意が得られる事業所であること。
- ④ 支援終了後において、取組の効果や検証、情報収集等に協力が得られる事業所であること。

4.申込に関して

- 別紙「伴走型支援申込書」に諸事項を記入いただき、センターへ6月15日までに提出してください。

以上